

(別添)

文化芸術立国の実現に向けた
総合的取組の推進へ（仮題）
（答申（素案））

平成28年11月〇日

文化審議会

目次

はじめに

第1. 総論

第2. 各論

1. 総合的取組の推進の姿（理念や目的）について
 - (1) あらゆる人々，あらゆる場面とつながる文化芸術の深化
 - (2) 文化芸術による創造から，社会的・経済的価値への波及による好循環の創出
 - (3) 様々な関連分野と融合・連携した文化芸術
 - (4) 子供・若者，高齢者，障害者，在留外国人等の文化芸術活動等を通じた共に生きる社会の形成
 - (5) 開かれた文化芸術
 - (6) 我が国の文化芸術の世界への発信・交流による世界文化への貢献
 - (7) 芸術家や文化芸術団体等文化芸術の担い手に係る職業や産業の発展

2. 文化政策の総合的な推進について
 - (1) 文化関連施策との連携，そのための省庁間連携とその体制
 - (2) 調査研究，政策立案の充実
 - (3) 国際文化交流・協力や日本文化発信の戦略的推進
 - (4) 文化行政における専門的人材の確保
 - (5) 基本計画，地方の基本計画の策定

3. 戦略的な取組について
 - (1) 文化を幅広く捉える取組
 - ①食文化をはじめとした生活文化
 - ②文化財を始め既にある文化的蓄積の活用
 - ③近現代の文化遺産や美術への対応
 - ④若者たちの作り出す芸術の萌芽（ほうが）への対応
 - ⑤科学技術との融合
 - ⑥関連する産業まで裾野の広がりも視野に入れた振興

(2) 文化芸術に対する必要な公財政の確保及び民間等と協働した文化芸術振興について

- ①文化芸術に対する必要な公財政の確保及び民間との協働
- ②民間，地方，国の連携・協働

(3) 文化基盤の整備等について

- ①あらゆる世代における文化芸術教育・体験の充実
- ②芸術家等の人材の養成及び確保
- ③日本語教育の質の向上
- ④著作物の流通促進と侵害対策，海外における著作権制度整備への協力
- ⑤文化情報プラットフォームの構築

はじめに

文化審議会は、9月27日に審議要請を受け、文化庁の機能強化・移転や文化プログラムの枠組みの形成など、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（平成27年5月22日閣議決定）策定後の状況の変化や進展を踏まえて、新しい文化行政を展開するに当たって充実すべき点について、約〇ヶ月にわたり、集中的な審議を行ってきた。

本審議は、平成26年度の約1年をかけて本審議会で議論してきた第4次基本方針の内容に基づいているものであるとともに、その先を見据えながら、昨年5月の同方針策定以降の本審議会における第4次基本方針の推進に関する議論に沿ったものである。

本答申は、こうした審議の積み重ねを基にして、文化審議会としての考え方を取りまとめたものである。集中的な審議を行う過程では、文化審議会文化政策部にワーキング・グループを設置し〇回の審議を行うとともに、関係団体への書面ヒアリング、10月〇日から10月〇日まで文化庁ホームページ等において国民からの意見募集を行うなど、審議会委員の意見のみならず、可能な限り幅広い意見集約に努めてきた。

特に文化庁の移転に関しては、地方文化創生のフロントランナーとして地方自治体の文化政策を牽引（けんいん）する役割や関西圏・関東圏双方からの複眼的政策執行による霞ヶ関目線からの脱却などに対する期待の意見がある一方、国の他の行政機能の大半が東京に残る中、文化庁が東京から離れることによる文化行政の機能低下や東京を拠点とする文化芸術団体の心理的・金銭的負担増に対する不安などを懸念する意見もあった。

本答申を踏まえ、国において、新たな文化政策ニーズを踏まえ、国民的議論をもとに、文化芸術振興基本法や文化庁の組織を定める法令はじめ関係の法令の見直し、文化庁の機能強化と組織改編を進めていただきたい。そして、全国において、文化庁はもとより、関係省庁、地方自治体、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体により、答申の趣旨に沿った施策や文化芸術活動が展開され、文化芸術関係者を含め広く国民の方々の文化芸術に対する意識や行動が変わることを期待する。

この答申に基づく文化政策の総合的な推進により、文化力で社会が元気になり、その社会の元気が更なる文化芸術の発展に還元されるといった好循環を生み出せるよう、本答申が文化政策の大きな転換点となることを望み、本答申をまとめた。

御協力を頂いた皆様方に厚くお礼申し上げます。

第1. 総論

第4次基本方針では、副題に「文化芸術資源で未来をつくる」と掲げ、文化に関する施策の展開に当たっては、日本人自身が日本の文化芸術の価値を十分に認識した上で国内外への発信を強化していくことや、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくよう、文化の周辺領域への波及効果を視野に入れるとともに、地域の諸課題の改善や解決につなげることを目指している。また、同方針では、文化芸術振興の基本理念を始め、文化芸術振興の意義、基本的視点が示されている。（参考1参照）

とりわけ、同方針では、「文化芸術立国」の姿を次のように描いた。

- ①あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ②2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会という」）を契機とする文化プログラムの全国展開
- ③被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ④文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

この姿は、今日求められている国の姿としての「一億総活躍社会」や「地方創生」とも方向性を同じくしており、日本の文化芸術は、そのものの価値や波及する価値により、このような社会を目指す中において、極めて重要な位置を占めるものである。

本答申は、このような第4次基本方針の示す「文化芸術立国」を目指した基本的認識を基にしており、改めて文化芸術の振興に向けて全体を網羅するような内容ではない。第4次基本方針の内容を基にしつつ、以下の論点に限定した提言としている。

すなわち、数年のうちとされる文化庁の移転に向けて、我が国の文化政策遂行に当たり機能強化すべき点や、2020年東京大会を契機とした文化プログラムの推進による遺産（レガシー）の創出に向けて、目指すべき姿や戦略的取組等に絞って記述している。

このため、本答申を御覧いただく際には、第4次基本方針にも目を通していただきたい。

本答申は、文化庁の文化政策の在り方についての内容に限定したのではなく、広く文化芸術に直接携わる方々や文化芸術と関係を持つ方々も念頭において、2020年以降の日本の文化芸術の在り方を見据えた内容を含んでいる。

目指すべき新しい文化政策の在り方を一言で言い表すと、文化庁の取り組む文化芸術の枠組みを開き、文化政策を総合的に推進することが必要である。

これまで文化庁が進めてきた取組に継続的に取り組むことも重要であるが、それだけでなく、現在の政策ニーズへの対応を強化することも重要である。新しい文化庁は、文化庁がその役目を『一つの点』としてこなすのではなく、文化庁が『主軸』となって、関係行政分野とつながり、文化芸術をより広く捉え、新しい文化芸術を生み出すことに貢献する行政組織であらねばならない。そして、このような視点は、国の行政の文脈を離れても、文化芸術を支える様々な立場の方々にも認識いただきたいことでもある。

このような文化政策と関係行政分野とのつながりは、文化芸術自身の分野間においても、また他の分野との関係においても境目がなくなり、混ざり合ってきていることと符合している。

長い歴史と伝統を持つ文化財、文化遺産の営みから、日々新たに生まれ変動する最先端の芸術活動まで、多様な文化が息づいている我が国においては、とりわけ、文化芸術において、歴史や伝統と現在の両方をしっかり見据えることが重要である。すなわち、歴史や伝統ある文化芸術と新しく生まれる文化芸術が、言わば車の両輪となって、一つの軸で連続性を持ってつながり混ざり合いながらそれぞれしっかり回転してこそ、我が国の文化芸術が今後もその個性と創造性を有して、国内外の老若男女をひきつけながら魅力を持って発展する。また、これにより、日本が、科学技術だけでなく、文化芸術により『新しいものを生み出し続ける国』として、国のイメージともなりながら、世界に対して未来を共に築いていこうとするメッセージを発することができる。

このことが可能となるよう、このたびの文化庁の機能強化や2020年東京大会を契機とした文化プログラムの推進によるレガシーの創出は、文化庁がこれまで力を入れてきた文化財の保護を始め歴史や伝統ある文化芸術を引き続きしっかりと保存・継承し発展させることと、その上で、文化政策を幅広く捉え新しく生まれる文化芸術創造の振興も強化することを、車の両輪として総合的に取組を進めるべきである。

このような視点の下、文化庁が今後、関西圏と関東圏という二つのエリアから文化政策を展開するに当たっては、それぞれの文化芸術分野の担い手・現場との円滑なコミュニケーションや各分野の地域的特性、現在と同等以上の行政機能の発揮、文化政策の総合的推進という観点に十分配慮しながら、文化芸術施策をそれぞれの適所で複眼的な視点に立って行うことを期待する。

第2. 各論

1. 総合的取組の推進の姿（理念や目的）について

（1）あらゆる人々，あらゆる場面とつながる文化芸術の深化

文化芸術は一部の愛好者のためのものではなく、意識の有無にかかわらず、あらゆる人々の人生に密接不可分のものである。

伝統文化が生活の一部であった頃だけでなく、『モノ』消費から『コト』消費へと人々の消費に対する関心の重点が移りつつあるという社会の変化について指摘がある中、例えば、製品も機能だけでなく、デザインという文化芸術性が求められている状況にある昨今においても文化芸術はあまねく人々の生活の根底にあり、その生み出す価値が人々に裨益（ひえき）している。Internet of Things（IoT）や人工知能（AI）等科学技術が進歩する中で、創造活動の最たるものである文化芸術の人々に対する多様なつながりを深めていくことが見込まれる。

文化芸術振興基本法においては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることについて規定されている。人々が、居住地だけでなく、年齢、性別、国籍、言葉、障害の有無等にかかわらず、様々な優れた文化芸術活動を鑑賞するとともに、創造活動に参加できるようにするという理念が重要である。

特に、次代を担う若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育むことが重要である。

また、本審議会の議論において、いわゆる文化権の考え方から、あらゆる人々が文化芸術を創造し享受できる環境の整備すること及び文化芸術の担い手の表現の自由を保障することの重要性を指摘する意見も出されたところであり、このような重要性が文化庁に期待されるそもそもの役割であることに留意する必要がある。

（2）文化芸術による創造から、社会的・経済的価値への波及による好循環の創出

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有している。このことに加え、地域の文化芸術活動においては、コミュニティの再生やまちづくりを始め地方創生につながるとともに、若者や、高齢者、障害者、在留外国人、子育て中の人々等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の場となるなど社会的価値へ波及する。さらに、文化芸術は、新たな需要、高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現することにより、経済的価値へ波及するものであり、いわば公共財と言える。

このような観点に立って、文化芸術を捉え、活用することで社会的・経済的価値へ波及させ、さらに新たな文化芸術活動の振興へと還元されるという

好循環の形成により，文化芸術が持続的に発展することを一層重視する必要がある。

例えば，文化財を単体ではなく文化財を含めた周辺環境とともに面的に捉え整備することによって，地域の物語が形成され，まちづくりや地域づくりにつながることで，観光資源としても活用し，その入場料収入等で適切な管理を行う。そして，さらにより多くの地元の人々に親しまれ，国内外の観光客に訪れてもらえるようにすることが期待される。また，地方の芸術祭などにより観光をはじめとして地域の収入が増え，Iターン，Uターンなどによって人口が増え，さらにその芸術祭が発展するというような好循環を生み出すことが期待できる。

なお，文化政策のうち最も重要な施策の一つは，文化芸術そのものの本来的価値を高めるための施策であり，文化政策において，社会的・経済的価値への波及を重視する際にも，本来的価値を高めることをおろそかにすべきことでないのは当然である。

(3) 様々な関連分野と融合・連携した文化芸術

文化芸術は，幅広い分野との関係性が深く，教育，スポーツ，観光，産業，まちづくり，科学技術，福祉，外交等様々な分野と融合することで，文化芸術資源を活用したイノベーションを生み出し，付加価値の高い産業を創出すること，安定的な雇用を実現することといった，人口減少社会の到来に伴う様々な社会の諸課題の改善や解決につなげることが可能である。

例えば，文化財の保存・活用において，まちづくりの観点から国土交通省施策，観光振興の観点から観光庁の施策などと一体となり文化財の保存・活用の施策を進めることで，その地域の文化財を中心とした魅力が大きく高まる。また，文化活動を観光メニューに取り入れることで，長期滞在を可能にし，観光地の魅力増大につなげることが期待される。地域の個性や地域の人々の思いを大切にした文化芸術の催しは，子供から高齢者までの学びの機会等を通じて過疎の地域の人々の生活の質の向上や社会活力の創出につながることを期待されている。

文化政策の推進に当たっては，このように文化芸術が様々な分野と融合，連携することが必要である。

これにより，2020年東京大会を契機として，多様な文化の振興はもとより，産業振興や海外展開，地方創生等への大いなる可能性を秘めた文化による国づくりをオールジャパンで推進し，レガシーの創出につながることを重要である。

(4) 子供・若者，高齢者，障害者，在留外国人等の文化芸術活動等を通じた共に生きる社会の形成

文化芸術は，社会のあらゆるものを包含する多様性に富んだ人間の営みとして捉えることができ，人と人を結びつけ，相互に理解し，尊重できる社会の形成に寄与するとともに，あらゆる人々への社会参加の機会を開く社会的包摂の機能を有している。

障害者等の優れた文化芸術作品の所在や制作・表現活動の現状把握や展示・発表等を推進し，障害者等の文化芸術活動の発展を支援するとともに，子供・若者，高齢者，障害者，在留外国人等の文化芸術活動を一層振興し，共に生きる社会を形成する基盤とすることが重要である。

その際，言語は文化の基盤であり，他者と意思疎通を行うために不可欠な手段であることから，言語施策の充実を図っていくことが必要である。

(5) 開かれた文化芸術

人々の文化芸術へのアクセス機会を増大する観点から，とりわけ，観光客やビジネスパーソン等の夜の魅力ある過ごし方を提供することは重要である。このため，美術館・博物館の夜間開館を推進するとともに，併せて美術館・博物館にふさわしい質の高い催しや新たな来館者層を開拓するような催しを行い，夜もにぎわいのある美術館・博物館作りを総合的に進めることが重要である。

美術館・博物館において，無料Wi-Fiの整備や，障害者・高齢者等のアクセスを拡大する観点から施設のバリアフリー化等環境を充実させるとともに，外国人の方の目線で見たわかりやすい解説となるよう，適切な多言語対応を図るなど，障害の有無・年齢・言語等に関係なく鑑賞できる環境づくりが必要である。

また，神社・仏閣，歴史的建造物等を活用して，伝統芸能，民俗芸能を始め実演芸術，文化芸術作品の展覧会等，ユニークベニュー^(※)としての活用を進めることも重要である。加えて，国民が誇りに思える本物の日本文化に接する機会を拡大することは極めて重要である。また，訪日外国人が日本文化の粋に触れる機会を確保することも大切である。さらに，国立施設において収蔵されているものを十分に活用する観点からも，国立美術館・博物館が収蔵する国宝・重要文化財等を活用して地方で展覧会を開催したり，全国の美術館・博物館への収蔵品の貸出を行ったりするなどの取組を引き続き推進する必要がある。

(※) 歴史的建造物や公的空間等，会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地

(6) 我が国の文化芸術の世界への発信・交流による世界文化への貢献

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の重層的で多彩な文化芸術の国際的な交流や発信は、我が国の文化芸術水準の向上だけでなく、諸外国との相互理解や世界平和の促進に貢献するとともに、我が国に対するイメージの向上にもつながる。

文化による国際的な対話の重要性を踏まえ、2020年東京大会を契機として、様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を育む取組を推進することが重要である。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震等の被災地が、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体のものとして国内外へ発信することは、復興促進という観点からも重要である。

(7) 芸術家や文化芸術団体等文化芸術の担い手に係る職業や産業の発展

芸術家や文化財に関わる技術等の担い手などの個人、文化施設の職員、文化芸術団体、NPO・NGOなど多様な文化芸術の担い手が職業・組織として自立した活動ができることは、我が国の文化芸術の持続的な発展において極めて重要である。しかしながら、文化芸術の担い手とされる就業者に関する数や収入について正確なデータがないなど、担い手の実態の把握が十分ではない状況にある。

本審議会の議論においても、夢を持って文化芸術の職に就こうとしても将来が不安で諦める若者が多いことや、文化財の保存・継承の現場において後継者がいない、材料が手に入らないなどの指摘があり、また、文化施設においても適切な人件費を確保しつつ、文化芸術の専門的人材について常勤職を増やしていくことが人材育成の問題として重要であるといった意見が多々出されたところである。

このため、多様な文化芸術の担い手である専門家たちに対して、職業や産業の視点から支援をしていくなど、文化芸術の基盤を拡充するための取組を行うことが重要である。また、文化芸術を学ぶ者が学んだことを生かしたキャリア形成が可能となるよう、支援していくことも必要である。

2. 文化政策の総合的な推進について

(1) 文化関連施策との連携、そのための省庁間連携とその体制

文化芸術を幅広く捉え、教育、スポーツ、観光、産業、まちづくり、科学技術、福祉、外交等幅広い関連分野の施策と連携を強化し、総合的に文化政策を推進することが不可欠であることは前述したが、文化芸術の担い手や所有者等から見て様々な省庁の縦割りによる煩雑さを減らす観点や、施策の総合的な推進により効率性を高める観点等から、文化庁の施策のみならず関係省庁の文化関連施策を含めて、文化庁が関係省庁と緊密に連携を取りながら、文化政策を総合的に推進することを強化していく必要がある。

このため、地方支分部局を含めた関係省庁の文化に関連する取組と連携しつつ文化庁の取組を進めることが極めて重要であり、関係省庁と連携し文化に関する施策を総合的に推進するための文化庁内の体制構築や、関係行政機関相互の連絡調整を行うための会議を文化庁が主催することが必要である。同様の見地から、地方自治体において文化の関係部局が連携調整を行うための体制構築を促すことも必要である。

(2) 調査研究、政策立案の充実

文化芸術に関する各種のデータや、国内外の情報収集を調査研究するとともに、この調査研究等に基づき、望ましい文化政策を企画立案し、適切に評価等を行っていくことが必要である。

しかし、現在、国において文化芸術の調査研究を担う研究所はなく、データ収集等の調査研究機能が十分ではない。このため、海外の文化政策や文化芸術の動向等に係る情報を収集・蓄積し、分析することや、文化GDP（文化産業の規模）及び文化芸術活動がもたらす経済波及効果などの経済分析やそのために必要な指標、文化芸術に関わる者や施設に関する基礎的なデータ等の収集・調査分析等を行う機能が必要である。

このため、このような調査研究機能とともに、そこで得られた結果を活用してエビデンスに基づいた政策立案の機能を強化していくことが必要である。

その際には、文化庁の3つの独立行政法人が文化政策の執行機関として期待される役割をこれまで以上に果たすよう、専門家の確保など必要な措置を行った上で、文化庁と適切な役割分担を行うべきである。

(3) 国際文化交流・協力や日本文化発信の戦略的推進

国際文化交流・協力や日本文化発信を行い、文化芸術水準の向上を図るとともに我が国のイメージ向上や諸外国との相互理解を促進するためには文化芸術の分野ごとの特性や対象国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、

戦略的に進める必要がある。

国際文化交流として日本の文化芸術を国際発信する際には、周年行事やクールジャパン戦略、ビジットジャパン等の関係省庁の施策はもとより、文化芸術の担い手である実演家、アーティスト、文化施設、メディアと連携して進めることが必要である。発信する分野の選択に当たっては、対象国・地域において求められる内容と我が国として発信したい内容を一致させながら、効果的な発信とするよう十分な検討が必要であり、重複を避けながら相乗効果を生み出すような取組が求められる。なお、訪日外国人旅行者を2020年までに4000万人に増やすと政府の目標が定められている中、それらの旅行者に日本の文化芸術の魅力を伝えるためには、世界の歴史の中に位置づけながら、分かりやすく効果的に発信することが重要である。この観点からも、国内の美術館・博物館、劇場あるいは文化遺産の現場において、外国人の目線で見えて理解できるものになるよう、適切な多言語対応を行っていくことが必要である。

国際文化協力においては文化財の保護と活用の分野で既に取り組みが進められている。日本の高い文化財修復の知見と技術力については、アジア諸国を中心として国際的に幅広いニーズがあるため、国際文化交流の一つとして戦略的に取り組むことが国家戦略に貢献するといった視点を持ちながら、設立後10周年を迎えた文化財国際協力コンソーシアムを中心としつつ、積極的に活用していくべきである。また、無形文化遺産の分野でもユネスコ・カテゴリー2センター（アジア太平洋無形文化遺産研究センター）が大阪に設置されており、その活用が重要である。

（４）文化行政における専門的人材の確保

文化行政においては、文化芸術を広く捉えた上で、政策立案に従事する専門的人材を確保することが必要である。例えば、文化庁において、文化芸術の分野の実情や芸術家等の関係者に詳しいだけでなく、文化芸術を核にしたマネジメントができるというような専門的資質能力を持った人材を確保し、これらの人材が組織の核となり、各地の現場の状況や国の施策の実施状況に通じ、その知見を踏まえながら、調査研究の成果と合わせて、政策立案ができるようにすることが重要である。

同様の観点から、地方自治体においても、地域の文化施策推進体制の構築を促進し、その中で、地域の文化芸術を熟知した専門的人材を確保し、支援対象の文化芸術活動や芸術家・文化芸術団体等と適切なコミュニケーションを図りながらその実情に通じ、それを踏まえて専門的な見地から継続的に政策立案に関わることができるようにすることが必要である。また、地域の文化芸術活動が自律的に行われるよう、起業に求められるマネジメント力等を

備えた人材を確保していくことが重要である。このため、これらの人材の養成・研修の機会を構築することが必要となっている。2020年東京大会を契機として、地域における専門的人材が、自らの地域の課題や強みを踏まえながら、文化施策を企画立案、推進し、2020年以降の地域の文化施策を推進する核となっていくべきである。

(5) 基本計画，地方の基本計画の策定

文化芸術振興基本法に基づき、これまで4次にわたり政府において基本方針を定めている。文化審議会においては、基本方針に基づいた施策の実施状況を審議している。また、第4次基本方針においては、初めて成果指標を盛り込むなど、計画的な内容となっている。一方、地方においては、文化芸術の振興のための基本的な方針や計画を策定しているが基本計画として策定しているところが多いという現状がある。

このような現状に基づき、文化芸術の担い手の自主性には引き続き配慮しつつ、効果的な施策の立案、実施、検証、施策への反映にしっかりと取り組む観点から、文化芸術振興基本法に規定されている基本方針の策定を基本計画の策定に改めるとともに、地方自治体に対し、基本計画の策定努力を求めることが適当である。

3. 戦略的な取組について

(1) 文化芸術を幅広く捉える取組

①食文化をはじめとした生活文化

衣食住の文化を始め、茶道、華道、書道等の生活に係る文化を文化庁の施策の対象として明確に位置づけ、生活文化についての一層の振興を図ることが重要である。とりわけ、「和食」は2013年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されている。

我が国の食文化は、日本の伝統である和食や地域に根付く郷土料理といった食文化から、中華料理、インド料理、フランス料理など諸外国の料理を日本で発展させた食文化に至るまで幅広く、観光や食材、食器等の産業を始め幅広い分野と関係が深いことから、その振興が必要である。

②文化財を始め既にある文化的蓄積の活用

我が国の長い歴史を通じて保存・継承されてきた文化財を今後とも引き続きしっかりと守るのはもちろんのこと、そうした文化的蓄積を適切に活用する視点は極めて重要である。

国民的財産である文化財をしっかりと保存・継承しつつ文化財の活用を重視していくこと、その際、地域に存在する文化財についての地域住民の理解を深め、まちづくりや地域づくりにつなげることにより、観光の視点とも関連付けつつ、可能なものは文化財単体ではなく、文化財が所在する地域を面的に捉えた総合的な保存・活用が図られることが望ましい。

2020年東京大会を契機として、多層で多彩な日本文化の価値を日本人自らが再発見・再認識し、日本文化や地域の文化資源の価値を再考し、後世へ維持・継承・発展させることが重要である。このため、国際的視点から日本文化の特徴を再考し、日本文化のキーコンセプトを記録、伝承、編集、解説する取組を進めるとともに、多層で多様な日本文化の価値を国際的にも分かりやすく発信できるように、歴史文化、風土や衣食住の文脈の中で、日本の文化を語るができる取組など様々な方策を進めることが有効である。

また、これまで日本に所在する文化芸術資源についてアーカイブ化、そのネットワーク化などを行いながら、貴重な作品・資料等へのアクセスを高めるとともに、散逸を防ぐ取組を進めることも必要である。

③近現代の文化遺産や美術への対応

比較的新しい文化を始め、文化庁がこれまで明確に施策の対象として位置付けていなかったものについて、文化芸術を幅広くとらえて総合的に施策を進めていくことが重要である。

加えて、文化財保護について、世界遺産条約や、無形文化遺産条約等世界的な文化財保護の潮流を見据えながら、近代以降の文化財も含めて、国内の文化財の保存・活用についてと取り組むことが重要である。

とりわけ、近現代の美術品等については、世界的にも市場規模が高まるとともに、日本の芸術家等の活躍も目覚ましく、将来の日本の文化芸術の強みとなり得る貴重な資産である。このような認識の下、作品をしっかりと評価し国内外に発信できる人材を養成することや、国外への出展に対する支援とともに、これらは、日本がアジアの中で先駆けて収集してきた歴史の強みを生かす方向で、全国各地の美術館の収蔵品を一層有効活用する視点を持つことが重要である。

④若者たちの作り出す芸術の萌芽（ほうが）への対応

マンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術にとどまらず、ポップカルチャー、街角で若者たちの感性から生み出される流行など新しい文化芸術の萌芽を視野に入れて、必要な環境整備や支援の戸を開くことが次世代の文化の創造につながっていく。

このような新しく生み出される文化について、文化庁がしっかりと顕彰などを通じて発掘し、基金をはじめその後力が開花するまで中長期的に支援できる枠組みを作ることが重要である。

⑤科学技術との融合

文化芸術の創造、伝承、普及やマネジメント等全般にわたり、情報通信技術を始め、AIやビッグデータ、IoT、ロボティクス、バイオテクノロジーその他多様な科学技術の活用等を通じて文化芸術活動の振興に関する取組を強化することは、我が国の特色を生かした文化の伸長として有意義であるとともに、科学技術の新たな可能性を顕在化させるものとなる。

また、我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用したネットワーク化、アーカイブ化をすることも重要である。

⑥関連する産業まで裾野の広がりも視野に入れた振興

文化芸術作品として価値を有する品から、同種の品で大量に生産され日常的に使用する質のものまでを通じて、芸術家から産業まで連続的な裾野の広がりを視野に入れた振興が重要である。

例えば、伝統的工芸品を所管する経済産業省との連携など、当該分野全体の振興の観点強化した総合的な施策の推進が必要である。

(2) 文化芸術に対する必要な公財政の確保及び民間等と協働した文化芸術振興について

①文化芸術に対する必要な公財政の確保及び民間との協働

文化芸術を一層振興するためには、必要な国・地方の予算の確保が極めて重要である。

あわせて、国・地方の財政が厳しい中、公的財政支援のみでなく、文化芸術について、多様な財源を確保し、国や地方を通じて、自律的に文化芸術活動が進められるようにしていくことも必要である。このため、寄附文化の醸成に向けた取組や、文化芸術に係る税制の改善・活用に向けた周知などの取組の一層の推進、幅広く文化芸術が支援される方策の検討などが重要である。

また、文化資源を活用したまちづくりや地方創生などにおいて、民間投資を促す環境を醸成するため、関係省庁と連携・協力しつつ、調査分析を進めることも重要である。2020年東京大会を機に、中小企業も含め幅広い企業、商店街、農山漁村、個人の方々などと文化芸術の担い手を結びつけることも重要である。

②民間、地方、国の連携・協働

国、独立行政法人、地方公共団体、大学等、民間事業者その他関係者の連携協力が必要である。

国と地方との関係では、対等な関係の下、国と地方が適切な役割分担する必要がある。すなわち、国は、我が国全体の文化力向上に向けた基盤づくりに取り組み、あらゆる人々が文化芸術に慣れ親しみ、社会全体が文化芸術の担い手を育成・支援する環境づくりに努めるべきである。地方は、文化芸術の活動の場を提供するほか、地域の特色を生かした文化芸術活動を推進すべきである。このような役割分担の下、国が地域の文化芸術に係る専門的人材を確保することを支援し、そのような人材をつなげて、国が国レベルでの効果的な助成システムを運用しながら、全国的に見てハブ的機能を発揮することが期待される。

文化芸術を中核として、持続的に社会的・経済的価値を創出していくためには、例えば、活動の早期の段階から関係者間の連携・協働を進め、文化芸術の創造から価値の創出までを切れ目なく進めていくことも重要である。

また、既に述べたように、国と独立行政法人との関係では、政策の企画立案と執行の役割分担の徹底が重要である。

2020年東京大会を契機として、全国の芸術系大学によるプラットフォームが形成され、大学や地域の枠組みを超えた連携・協力により、文化芸術活動や人材育成プログラム等を幅広く展開することが期待される。

(3) 文化基盤の整備等について

①あらゆる世代における文化芸術教育・体験の充実

豊かな創造性や感性を育む教育や、乳幼児期から大人に至るまで、本物の文化芸術や地域の歴史風土に根差したふるさとの文化芸術に触れるといった文化芸術の体験活動の機会を充実することは、人間の豊かな感性や創造性を醸成するとともに、文化芸術に親しむ生活を送るための興味関心を形成する基となるものである。

このため、学齢期や青少年期のみならず乳幼児期から大人に至るまでの文化芸術教育・体験を充実する視点が重要であり、保育所、幼稚園等の学校や学校外活動なども含めた関係機関間の連携も図りながら、文化芸術教育・体験を充実していくことが求められている。

②芸術家等の人材の養成及び確保

我が国の顔として世界に誇れる文化芸術活動を行う人材をしっかりと育成するとともに、そのような人材が国内外で活躍できるようにする必要がある。

それとともに、芸術家に限らず、伝統芸能の継承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館・博物館における学芸員・各種専門職員等文化芸術活動に係る人材の育成を図ることが重要である。

また、文化ボランティアについては、その取組は進んできているところであるが、国民一人一人の社会貢献活動の意識を高め、文化ボランティア活動の参加の広がりにより、地域・社会全体を活性化することにつなげていくことはますます重要である。2020年東京大会を契機として、特に、専門人材（法務、税務、会計広報、外国語分野等）による文化芸術活動への社会貢献活動を促進し、文化芸術の専門家たちと協働を可能にすることが重要である。

③日本語教育の質の向上

日本語教育は、国内では、外国人の生活や社会参加を支えるだけでなく、経済活動、国際交流、文化交流の面においても我が国の将来に大きな役割を担っている。同様に、国外においても、諸外国の人々に、日本語を学ぶことを通じて、文化芸術をはじめとした日本への理解を深めてもらうことは大きな意義がある。このため、国内で日本語教育を実施している機関及びその教育内容の質の向上や、国内外での日本語教育人材の養成・研修について取組を強化する必要がある。

④著作物の流通促進と侵害対策, 海外における著作権制度整備への協力

著作権は文化の法的インフラであり、文化の花を咲かせるための土台を提供するものである。文化芸術の振興を図るためには、技術の発達等による新たなニーズを踏まえつつ制度整備を行い、著作物等の適切な保護と利用の促進に取り組むことが重要である。

とりわけ、全ての国民が著作物の創作者や利用者になり得るという現在の状況を踏まえて、著作物の利用に係る権利処理を円滑に行うことができるよう、ライセンス環境の整備促進等を通じて、著作物の流通を促進する必要がある。

また、著作権に関する普及啓発や海賊版など著作権侵害への対策に取り組み、著作権の適切な保護を図る必要がある。

諸外国においては、著作権制度が十分に整備されていなかったり、その運用が十分に厳格に行われていなかったりする国もある。それらの国における法・制度の整備や著作権集中管理団体の育成を支援することは、当該国における我が国著作物の流通促進はもとより、当該国における創造産業の育成促進ともなり、文化による国際協力のツールの一つとなる。そのような観点から、海外における著作権制度の整備に対して協力する必要がある。

⑤文化情報プラットフォームの構築

2020年東京大会を契機とした文化プログラムの全国津々浦々での実施に当たり、全国各地の文化イベントや文化施設等の文化関連情報を集約、編集し、多言語で国内外へ発信するシステムを構築することが、日本の魅力ある文化芸術の効果的な国内外への発信に資するものとなる。

(参考1：文化芸術の理念，意義，方向性（第4次基本方針抜粋）)

2 文化芸術振興の基本理念等

基本法第2条に掲げられた下記（1）の八つの基本理念にのっとり，また，下記（2）の意義を十分に踏まえ，文化芸術振興施策を総合的に策定し，実施する。その際，上記1に示す時代認識等の下，特に，下記（3）の基本的視点に立つこととする。

(1) 文化芸術振興の基本理念

[文化芸術活動を行う者の自主性の尊重]

文化芸術は人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ，文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。

[文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上]

文化芸術は，活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ，文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに，その地位の向上が図られ，その能力を十分に発揮されるよう考慮する。

[文化芸術を鑑賞，参加，創造することができる環境の整備]

文化芸術を創造し，享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み，全国各地で様々な優れた文化芸術活動が行われるよう，国民がその居住する地域にかかわらず等しく，文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造することができるような環境の整備を図る。

[我が国及び世界の文化芸術の発展]

優れた文化芸術は，国民に深い感動や喜びをもたらすとともに，世界各国の人々を触発するものであることを踏まえ，我が国において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成して文化芸術の発展を図り，ひいては世界の文化芸術の発展に資するよう考慮する。

[多様な文化芸術の保護及び発展]

人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり，こうした多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ，その厚みを加えるものとなることを踏まえ，多様な文化芸術を保護し，その継承・発展を図る。

[各地域の特色ある文化芸術の発展]

各地域において人々の日常生活の中ではぐくまれてきた多様で特色ある文化芸術が我が国の文化芸術の基盤を形成していることに鑑み、地域の人々により主体的な活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある発展を図る。

【世界への発信】

我が国と諸外国の文化芸術の交流や海外の文化芸術への貢献が、我が国の文化芸術のみならず、世界の文化芸術の発展につながることに鑑み、広く世界へ発信されるよう、国際的な交流及び貢献の推進を図る。

【国民の意見の反映】

文化芸術の振興のためには、文化芸術活動を行う者その他広く国民の理解と参画を得ることが必要であることを踏まえ、文化政策の企画立案、実施、評価等に際しては、可能な限り広く国民の意見を把握し、それらが反映されるように十分配慮する。

(2)文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。

このような文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

(3)基本的視点

[人的資源の源泉]

もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり、ハードの整備からソフトへの支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

[公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性]

文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益（外部性）を有する公共財である。

また、文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。

このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。

このため、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

[国際的な文化交流の必要性]

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術の積極的な海外発信や、文化芸術各分野における国際的な交流の推進は、我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものであり、中国、韓国、ASEANといった東アジア地域等の日本と緊密な関係を有する国との間では、友好関係の深化にもつながるものである。このことを踏まえ、引き続き戦略的な施策の展開を図る必要がある。また、グローバル化が急速に進展する中、国際文化交流を推進するに当たっては、我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに、国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

[社会への波及効果]

文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を念頭において、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要である。また、新たな成長分野としての観点や世界における我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、官民連携によるオールジャパン体制で進められているクールジャパンの取組等については、

これまでに実施してきた施策の成果を基礎として、文化芸術等の「日本の魅力」をより戦略的・効果的に発信する必要がある。

[多様な主体による活動]

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない。その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

また、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、NPO・NGOを含む民間団体、企業、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

[地方公共団体における文化施策の展開]

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

[政策評価の必要性]

文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。